一部
北海道：小樽市、釧路市、帯広市、夕張市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、当別町、福島町、木古内町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、美瑛町、上富良野町、美深町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、遠軽町、滝上町、興部町、大空町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町
徳島県：徳島市、三好市
香川県：坂出市、三豊市、土庄町、綾川町、多度津町
愛媛県：松山市、四国中央市
高知県：室戸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、中土佐町、佐川町、四万十町、黒潮町

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第１２７号**
鳥取県米子市両三柳3047番地24
債務者　古満　　勇
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第２６７号**
岡山市東区瀬戸町寺地572番地９
債務者　吉留　史朗
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７２４号**
広島市南区京橋町７番11―401号
債務者　湯川　修藏
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第４８号**
福岡県みやま市瀬高町本郷1823番地１
債務者　武下　勝亘
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第４９号**
福岡県みやま市瀬高町本郷1823番地１
債務者　武下　禮子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
福岡県みやま市瀬高町本郷1823番地１
債務者　武下　城司
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第５１号**
福岡県みやま市瀬高町本郷1823番地１
債務者　武下　玲生
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第６０２号**
神戸市垂水区高丸５丁目７番16号
債務者　佐野　　均
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　勘太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６８７号**
神戸市北区南五葉３丁目６番10号
債務者　村田　省二
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７２６号**
神戸市須磨区大田町４丁目１番５―1002号
債務者　岡田一弘こと　曹　　一弘
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１５８号**
三重県津市大門11番16号
債務者　佐久間将之
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１０１号**
愛媛県四国中央市上柏町979番地１　サングリーンゆき205号、前住所愛媛県新居浜市河内町８番125号
債務者　山内　憲吾
1　決定年月日時　平成24年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金谷　勇佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第４０７５号**
大阪市住之江区浜口東２丁目９番８号
債務者　冨澤　康則
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１２４１号**
横浜市南区永田みなみ台２番８―405号
債務者　戸井田房雄
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９１９号**
京都市伏見区石田内里町１番地19
債務者　柴田　良三
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深尾　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係